

茅野市地域クラブ登録要項

茅野市教育委員会

(目的)

第1条 この要項は、茅野市立中学校における部活動の地域クラブへの展開を進めるにあたり、地域において中学生に対して適切な活動を提供する団体を茅野市登録地域クラブ（以下「登録地域クラブ」という。）として登録し、中学生の地域における安全かつ安心なスポーツ及び文化芸術活動に係る環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

(要件)

第2条 登録地域クラブの登録要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン及び茅野市部活動地域展開の方針に準拠して活動していること。
- (3) 市内在住または市内在学中学生が5人以上かつ、所属する全中学生の内、50%以上在籍していること。ただし、特別な理由により茅野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める場合はこの限りでない。
- (4) 原則として茅野市内を活動場所とし、活動場所までの移動が生徒及び保護者の過度な負担とならないこと。
- (5) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (6) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (7) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (8) 適切な運営体制が確保されていること。
- (9) 学校等との連携が適切に行われていること。

(支援)

第3条 登録地域クラブに対する支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 茅野市ホームページ等における活動紹介
- (2) 指導者及び保護者等に対する研修会の案内
- (3) 学校施設の優先利用・使用料の減免等
- (4) 学校備品等の一部活用
- (5) 組織運営等に関する助言や諸問題に対する相談を行うための教育委員会窓口の設置
- (6) その他必要な支援

(申請)

第4条 登録を申請しようとする団体は、茅野市登録地域クラブ登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 団体の規約又は会則
- (2) 団体の役員、指導者、会員名簿（様式第2号及び様式第3号）
- (3) 団体の概要がわかるもの（活動計画書、予算書等）（様式第4号）
- (4) 確認書（様式第5号）、誓約書（様式第7号）

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

(審査及び登録の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による登録の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて聴き取りを行い、登録の可否について決定し、書面（様式第6号）により通知するものとする。登録の期間は、当該登録を決定した日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(変更の届出)

第6条 登録地域クラブは、登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録地域クラブが次のいずれかに該当するときは、指導助言等を行い、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき。
- (2) 申請事項に虚偽があったとき、その他不正な手段により登録を受けたと認めるとき。
- (3) 登録地域クラブが法令又は規約等に違反し、あるいは登録地域クラブとして相応しくない行為があったと認めるとき。
- (4) その他登録を行うことが著しく不適当であると認めたとき。

附 則

この要項は、令和7年12月26日から施行する。